

## 1. これまでの検討経緯

- 報告書「電子記録債権の活用・環境整備に向けて」のとりまとめ（平成 20 年 3 月）  
手形的利用を前提とした「全銀行参加型」の電子債権記録機関（別紙参照）の設立に向けた本格検討に着手することを示すとともに、銀行実務面からの業務的課題を提示。
- 企画委員会、業務委員会、事務委員会のそれぞれの下部組織として、「電子債権記録機関設立検討部会」、「電子記録債権業務検討部会」、「電子記録債権システム検討部会」を設置し、具体的な検討を開始。（4 月～）
- 「電子記録債権利用推進等懇談会」の設置（5 月）  
電子記録債権制度の利用者である一般企業等のニーズを確認するため、事業会社や有識者等をメンバーとする懇談会を開催（6 月）。また、シンポジウム「電子記録債権の活用・環境整備に向けて」を開催（7 月）。
- 電子記録債権法施行令案（6 月）、同施行規則案（7 月）のパブリックコメント対応
- 電子記録債権利用推進等懇談会委員企業への利用者ニーズアンケートの実施（8～9 月）
- 「電子債権記録機関要綱（中間整理）」のとりまとめ（10 月）

## 2. 中間整理の概要

### I 参加金融機関編

- ◇ 全銀行参加型の電子債権記録機関の基本的な枠組みに関して、以下の項目について整理・検討。
  - (1) 参加金融機関の位置付け（記録機関業務の一部受託、決済手段の提供、利用者の代理）
  - (2) 参加金融機関の資格（全国銀行内国為替制度加盟行）
  - (3) 参加金融機関の資格取得手続
  - (4) 参加金融機関の管理（記録機関への報告・資料提出義務、調査受忍義務）
  - (5) 参加金融機関の脱退（制度からの脱退手続と当該参加金融機関の利用者の継続利用のための措置）
  - (6) 参加金融機関の資格の剥奪・停止等（利用者の継続利用のための措置）
  - (7) 参加金融機関の組織変更等による参加資格の承継

### II 業務編

- ◇ 電子債権記録機関に関する業務上の詳細基本要件を網羅的に整理・検討。

#### 1. 利用者

- (1) 利用者要件（属性要件（法人または事業性個人）、経済的要件（決済口座の開設））
- (2) 利用者への利用許可（利用申請手続、本人確認の実施）
- (3) 利用者と参加金融機関、決済口座の関係（決済口座を開設する参加金融機関の指定）
- (4) 利用者による利用解約（解約手続と解約の諸条件）
- (5) 利用者の利用停止・利用制限・強制解約（一時停止、利用制限措置、強制解約の事由と諸手続）
- (6) 利用者の承継（法人）（利用者の合併・会社分割の場合の利用資格承継手続）
- (7) 利用者の承継（個人）（利用者死亡の場合の相続に伴う諸手続）
- (8) 利用者の事業譲渡（利用者が電子記録債権に係る事業の譲渡を行う場合の手続）
- (9) 利用者の照会・苦情の受付・対応
- (10) 利用者データベース（利用者情報を記録機関の利用者データベースで管理）

#### 2. 機関業務

- (1) 業務内容（記録原簿等管理、記録、開示、支払不能情報管理、その他付随業務）
- (2) 業務運営態勢
- (3) 営業日・営業時間（金融機関の営業日・営業時間を基本とする）

#### 3. 記録請求

##### 【総論】

- (1) 機関が受ける記録請求（発生、譲渡、保証、分割、信託、変更、支払等の各記録）
- (2) 発生記録等の法 5 条 1 項の請求の方法（双方請求）
- (3) 記録請求における電文の取扱い
- (4) 利用者データベースからの記録請求事項の検索
- (5) 機関による記録の制限等（質権記録、譲渡記録を伴わない発生記録請求、譲渡先を特定利用者  
に限定する譲渡記録請求、譲渡回数制限）

##### 【各論】

- 発生、譲渡、保証（譲渡記録に随伴しない場合）、分割、信託の各記録請求のほか、口座間送金  
決済以外の弁済等による支払等記録請求、強制執行等の記録請求に関して、整理・検討

#### 4. 決済

- (1) 決済制度（内国為替制度（全銀システム）の利用）
- (2) 決済口座（指定参加金融機関に利用者が決済口座を保有）
- (3) 決済手段に係る取り決め（法 62 条および 63 条に定める口座間送金決済の方法）
- (4) 決済情報（記録機関は債務者の指定参加金融機関に支払期日の 2 営業日前に決済情報を提供）
- (5) 支払指図電文（為替電文）（電子記録債権用通信種目の新設）
- (6) 決済手順（支払指図電文送信タイミングは支払期日の全銀システムのテレ為替の通信終了時刻）
- (7) 口座間送金決済による支払等記録（仕向銀行が「口座間送金決済があった旨」を記録機関に通  
知、支払等記録のタイミングは支払期日の 2 営業日後の全銀システムのテレ為替の通信終了時刻）
- (8) 口座間送金決済以外の決済と支払等記録の取扱い（口座間送金決済対応経過後の取扱い）
- (9) 決済手段において生じる損失等の責任分担

#### 5. 開示

- (1) 記録事項の開示、(2) 提供情報の開示、(3) 開示方式・検索方式

#### 6. 支払不能

- (1) 支払不能ルールのあり方（記録機関で支払不能情報を登録、参加金融機関による共有）
- (2) 支払不能事由
- (3) 支払不能の登録
- (4) 支払不能情報センター（仮称）（手形交換所の取引停止処分制度の取引照会センター類似）
- (5) 参加金融機関への開示（利用者同意のうえ参加金融機関に支払不能情報を開示）
- (6) 支払不能利用者の取扱い（手形交換所規則同等の取引停止処分制度）

#### 7. 障害・災害発生時対応（BCP）

- (1) 障害・災害発生時における業務継続方針
- (2) 記録機関における障害・災害発生時の対応
- (3) 記録機関－参加金融機関間ネットワークにおける障害・災害発生時の対応
- (4) 参加金融機関における障害・災害発生時の対応
- (5) 利用者における障害・災害発生時の対応

## 3. 今後の予定

➢ 本中間整理をもとに、利用者ニーズ等も踏まえ、さらに具体的な検討を行うこととし、今年度末を  
目途に「電子債権記録機関要綱」のとりまとめを行う予定。

➢ 今後、第三者機関（コンサルティング会社）を導入し、システム開発委託先の選定を行うとともに、  
基本スケジュール等の検討を進めていく予定。

「全銀行参加型」電子債権記録機関イメージ

◇手形的利用を取引形態として想定し、複数の金融機関が共同して記録機関を設立するスキーム

